

奏の杜 景観形成ガイドライン適合確認申請書 〈 沿道利用地区 〉

■申請の対象となる土地			
住 所	奏の杜・谷津 _____ 丁目 _____ 番 _____ 号		
地区計画の区分	_____ 地区 (J R津田沼駅南口地区地区計画の地区区分)		
事業者名	_____	建物用途	_____

■申請者代理人 (設計者)			
氏 名	氏 名 _____	建築士登録番号	_____
連 絡 先	住 所 _____		
	電話番号 _____	E-mail _____	

■沿道利用地区のチェックシート			
○ 景観形成ガイドラインの各項目について、対応可の場合は口欄に✓印を付してください。			
○ 対応困難な項目がある場合は、特記事項欄にその理由と代替措置を記載してください。			
項目 (ガイドライン項目番号)	規制・誘導の概要		対応可 ✓
敷地	自動車出入口の配置 (1)-①	・都市計画道路に面して自動車出入口を設ける場合は、1箇所に集約して配置する。	<input type="checkbox"/>
	駐輪場・ゴミ置場の設置 (1)-②	・駐輪場やゴミ置場等を設置する場合は、道路からの見え方に配慮し、外構と一体的な装飾を施す、植栽で覆うなど、周辺との調和に努める。	<input type="checkbox"/>
建築物	屋根・外壁の色彩 (2)-①	・屋根及び外壁の主要な部分の色彩は、落ち着いた色彩を基本とし、彩度の高い色彩を使用しない。 ・住宅部分のバルコニーの色彩及び素材は、外壁との調和に配慮する。 【別途詳細基準あり】	<input type="checkbox"/>
緑化	環境緑地 (3)-①	・道路と接する敷地の部分に、幅員1mの緑化施設を整備する。 (地区計画において沿道南ゾーンに位置づけられている街区の都市計画道路沿道以外の接道部は、幅員50cmの緑化施設を整備する) 【別途詳細基準あり】	<input type="checkbox"/>
	その他の緑化 (3)-②	・壁面や屋上等の建築物の緑化、駐車場の緑化、プランターの設置等、敷地内の積極的な緑化に努める。	<input type="checkbox"/>
その他	広告物 (4)-①	・自己利用、一時利用以外の広告物は設置しない。 ・いずれの場合においても、屋上広告物、突出広告物、のぼり広告、立看板、窓その他の開口部をふさいで設置する広告物は不可とする。 ・広告塔(独立広告物)の表示面積は10㎡以下、高さは同敷地内の建築物の高さ以下かつ10m以下とする。 ・壁面広告物の表示面積は、1壁面につきその壁面面積の1/5以下かつ1広告主当たり5㎡以下とする。 ・内照式の広告物を設ける場合は、周辺との調和に配慮し節度のあるものとする。 ・広告物が複数ある場合は、集約化するなどの工夫をする。	<input type="checkbox"/>

その他	付帯設備 (4)-②	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外に設置する高架水槽や冷却塔、空調、湯沸器等の設備機器類や、電気、水道、ガス等のメーター類は、道路側から目立たないように、極力設置位置の工夫、植栽による目隠し等の対策を行う。 ・屋外に設置する階段で、規模が大きく目立つもの場合は、建物と一体化するなど、極力目立たない工夫をする。 	<input type="checkbox"/>
	垣・さく (4)-③	<ul style="list-style-type: none"> ・垣又はさくの構造は、生垣その他これに類する植栽、又は透視可能なフェンス等とする。 ・フェンス等を設置する場合は、極力植栽による修景を行う。 *環境緑地内に、フェンス等の工作物は設置できません。 	<input type="checkbox"/>
	駐車スペースの門扉・シャッター (4)-④	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車スペースに門扉・シャッター等を設置する場合は、道路境界から1m以上後退させる。 ・道路側から目立たないように、極力植栽等による修景を行う。 	<input type="checkbox"/>
	機械式駐車場の制限 (4)-⑤	<ul style="list-style-type: none"> ・機械式駐車場を設置する場合は、地上3段までとし、道路境界から1m以上後退させる。 ・道路側から目立たないように、極力植栽等による修景を行う。 	<input type="checkbox"/>
	照明 (4)-⑥	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口付近の常夜灯の設置、環境緑地内の積極的なライトアップに努める。 	<input type="checkbox"/>
	土地利用の制限 (4)-⑦	<ul style="list-style-type: none"> ・資材置場、コンテナ倉庫の土地利用は行わない。 *コンテナ倉庫は、法律により設置が制限されています。 	<input type="checkbox"/>

特記事項

添付図面（配置図及び外構図、その他特記事項の説明に必要な図面） 計 枚